

2017年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

### 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

#### 【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍内閣の成長戦略や経済政策の中心的課題として社会保障の全分野にわたる見直しが非常に速いテンポで進められています。2012年の社会保障改革プログラム法に基づいて、2014年・2015年と医療・介護の連続的な制度改革、年金や生活保護の引き下げ、14年の総合確保法、15年の医療制度関連法などで少なくとも19年度まで具体化されています。さらに、「骨太方針2017」、社会保障・税一体改革の促進で、「我が事・丸ごと地域共生社会」にむけ自立や共助を前提に、「地域丸投げ」の地域づくりが強調されています。

一方で、限界を超える医療・介護の負担増で、国民の命と生活は深刻な事態になっています。厚労省の調査(2016年6月)による、国民健康保険料滞納は約312万世帯、後期高齢者医療制度では約23万人。全日本民医連の「2016年経済的事由による手遅れ死亡事例調査」(17年3月)では、経済的事由で治療が遅れた死亡事例は加盟組織で58件。また、介護保険制度で「軽度」者の利用者・家族約800事例の調査結果では、利用抑制や介護離職などで生活が困窮する事例があるなど、看過できない事例が山積となっています。

私たちは、今年38年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る本来の自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

#### 【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【I】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

##### 1. 安心できる介護保障について

##### ★(1)介護保険料・利用料について

①第7期の介護保険料は、一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。

保険料段階を厚労省基準よりも多段階に設定することで低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

→第7期の介護保険料については、基金の取り崩しを予定しています。保険料段階についても、第6期(12段階)に引き続き、厚労省基準より多段階に設定する予定です。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

→介護保険料の減免制度については、引き続き実施します。利用料の低所得者減免は平成28年度より基準を拡充したことにより利用実績が増加しました。

## (2)介護保険利用の際の手続き

★①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

→認定申請の受付については、県の実施する研修や職場内研修等を通じて専門知識の習得に努めています。

②「基本チェックリスト」による振り分けは行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

→介護の申請や相談については、介護を必要とされる方の状態や、希望するサービス内容を聞き取ったうえで、「基本チェックリスト」をお願いするか、認定申請が必要かを状況に応じて判断しています。

## (3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

→第7期の介護保険事業計画の策定の中でニーズを確認します。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して「特例入所」を適用してください。

→施設より相談を受けた場合、厚労省の定める「特例入所者」の基準に該当すれば「特例入所」を認めています。

## (4)総合事業について

★①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

→自立支援アセスメントを通して、要支援者のニーズや状態像を分析し、現行相当サービスを含む、実態に即した必要なサービスが受けられるよう留意しています。

②サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努め、自治体としても必要な助成をしてください。

→必要な支援が必要なサービスとして提供されるよう、様々なニーズに即した多様なサービスの提供ができるよう体制を整備し、必要な総事業費については確保します。

## (5)高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

→高齢者サロンについては、平成25年度より補助金の交付要綱を変更し、開催回数に応じて補助金を助成しています。

認知症カフェについては、平成27年度より地域包括支援センターへ委託し、市内1ヶ所で実施しています。平成28年度からは月1回と実施回数を増やし、実施しています。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

→住宅改修、福祉用具購入については実施しています。高額介護サービス費については実施していません。

## ★(6)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

→要介護1以上を対象にしています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

→全ての要介護1以上の方に、個別送付しています。

## 2. 国保の改善について【国保医療課】

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの繰入額を増やしてください。

→今後も健全な財政運営に努めて参りますが、県から割当てられる納付金によっては負担増をお願いすることが避けられないこともあります。この場合、加入者の方にとって急激な保険税変更とならないよう、運営協議会や市議会のご意見を伺いながら可能な激変緩和策を検討していきます。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

→均等割は負担の公平性の観点から全ての被保険者の方を対象にしていますので、「子育て支援の観点」から一律18歳未満のお子様を均等割の対象としない取扱いは現在のところ考えておりませんが、制度改正により税率を改正する際には、加入者の方にとって急激な保険税変更とならないよう、様々な観点から検討していきます。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

→現在、資格証明書を発行している世帯はありません。滞納世帯には、納税相談の機会をできるだけ多く持ち、計画的な納税を促すため、個別の事情を考慮しつつ6ヶ月の短期被保険者証を交付しています。

④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。

→滞納世帯には、納税相談の機会をできるだけ多く持ち、計画的な納税を促すため、個別の事情を考慮しつつ6ヶ月の短期被保険者証を交付しています。

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

→生活扶助基準の引下げに伴い、平成28年度に適用基準の拡大を行いました。今後も必要に応じて基準の見直し等を行っていきます。また、広報等により制度の周知も行っています。

## 3. 税の徴収、滞納問題への対応など【税務課】

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

→差押禁止財産は差押していません。納税者の状況に応じて執行停止、分納、減免等の相談に応じしています。

#### 4. 生活保護について【福祉課】

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

→生活保護相談時において、状況をお聴きし、生活保護の制度をお伝えした後、本人へ申請の意思を確認して申請書を渡しています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

→新規ケースワーカーは、県主催の現業員研修を受講し、基礎知識を習得しています。またケースワーカー全員での検討会を随時開催し、情報の共有と知識の統一を図っています。

③生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

→国の通知に基づき、個々のプライバシーに配慮しながら、少なくとも12ヵ月ごとに行っていきます。

④通院の移送費(通院費)は金額の多少に関係なく、すべて支給してください。

→通院の移送が必要な方に対して、移送に必要な最小限度の額を支給しています。

#### 5. 福祉医療制度について【国保医療課】

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

→現在の制度は縮小せず、存続していきます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

→子ども医療費の18歳年度末までの給付の予定は、現在のところありません。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

→精神障害者保健福祉手帳1、2級の手帳の交付を受けた人については、一般の病気についても給付を行っています。

#### 6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困率を調査してください。【福祉課】

→実施予定はありません。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。【子ども課】

→自立支援計画策定の予定はありませんが、自立支援給付金事業及び日常生活支援事業を実施しています。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金の支給は、新学期開始前にされるよう改善してください。【学校教育課】

→世帯構成により多少の差は生じますが、アンケート例の2人家族では引き下げ前の生活保護基準額の約1.6倍、4人家族では約1.4倍となります。

周知は、児童生徒の状況をよく知る学校が、その状況を配慮し随時行っていますが、入学説明会や市の広報紙でも周知しています。また、平成28年度入学予定家庭より、新入学学用品費等を3

月に支給しています。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。【福祉課】

→生活困窮世帯の中学生を対象に「子どもの学習支援事業」を28年4月より実施しており、個別の学習支援や社会体験活動などの居場所づくりとなる取り組みを定期的に行っています。「こども食堂」については実施予定はありません。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行ってください。【教育庶務課】

→学校給食法の規定に基づき、学校給食に要する経費(食材購入相当分)については、保護者の負担とさせていただきます。学校給食費への一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援は予定していません。

(3)児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やしてください。【子ども課】

→新たに事業者が行う場合には、その施設形態による特色を尊重し協議してまいります。認可保育園の増設予定はありません。

(4)保育施設において、どの時間帯においても、職員配置基準と労働基準法の両立が可能な人件費財源を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。【子ども課】

→現在、知立市内の保育施設は職員配置基準と労働基準法の両立を実現していただいています。現時点では考えていません。

## 7. 障害者・児施策の拡充について【福祉課】

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などを拡充してください。また、暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

→第3期知立市障がい者計画・第4期知立市障がい福祉計画に基づいて、当事者や保護者、支援団体、事業者等の連携による、効果的な計画で推進していきます。障害福祉サービスは、障害者・児必要とする時間は、障がい者相談支援員が利用者や事業所などサービス等利用計画に基づいて適宜必要量を市が支給決定していきます。

②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も余暇利用できるようにしてください。また、診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間も移動支援時間として認めてください。

→通園・通学・通所・通勤に利用できることは考えていません。なお、入所施設の入所者が、余暇利用で移動支援は利用いただいている方もいます。また、移動支援は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動その他の社会参加のための外出の際の移動を対象としており、診療・治療を受けている時間、診療・治療を受けている時間、院内待ち時間は、移動支援としては認めていません。

③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

→現時点では考えていません。

★④40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

→現時点では考えていません。国の制度に基づき実施していきます。

1)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

→介護保険の利用申請を行わない利用者には、サービス利用計画を確認し、本人の障がい特性で

必要と思われる障害福祉サービスについては、支給していきます。

2) 障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定の非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減することが無いようにしてください。

→サービス利用計画に基づき、対象となる人に対し支給要件等確認した上、障害福祉サービスの給付をしていきます。

⑤日用品の購入・洗濯・コミュニケーション支援など入院中のヘルパー利用を認めてください。通院ヘルパーについても、病院内・診察中の付き添いを認めてください。

→国の制度に基づき、現時点では、認めることは考えていません。

⑥障害者が生活するグループホームの夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

→現時点では考えていません。

⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、居宅介護職への社会的理解を広めるために福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。また、人手不足を解消するために、報酬単価を大幅に引き上げるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

→人手不足を解消するための報酬単価を大幅に引き上げるような補助は、現時点では考えていません。

## 8. 予防接種について【健康増進課】

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

→予防接種の有効性、安全性、費用対効果に関する検討が厚労省で行われているため、国の定期接種化により対応していきたいと考えますが、引き続き研究していきます。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を無料にしてください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

→高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種・B類疾病)は、主に、個人予防目的のために行うものであり、接種を受ける法律上の義務はなく、かつ自らの意思で接種を希望するものなので、一部費用負担にて行っています。2回目の接種については、厚労省で安全性、有効性に対する検討が行われているため、その動向を考慮して対応します。

## 【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

①国民健康保険の制度改革にあたり、国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

②マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。

⑤障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

## **2. 愛知県に対する意見書・要望書**

### **(1) 福祉医療制度について**

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

### **(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。**

以上